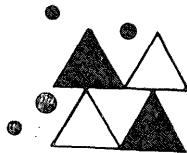


技術科における安全教育とは何か



佐々木享

I

ここ数年来、技術科担当教師のあいだに、生徒の災害問題・安全教育の問題に対する関心が強まっている。日教組・日高教の教育研究全国集会の技術教育分科会に提出される報告書をみても、第14次集会（65年1月）あたりからは毎回およそ3分の1から半数ちかくのものが安全問題についてふれている。関心を持つ人がふえ、議論が重ねられるにつれて問題の本質と、解決の方向が明らかになりつつあることはたしかである。

私たちも、さきに多くの人々とともに原正敏編『技術科の災害と安全管理』（明治図書）を世に問うて、災害に関して解決すべき問題が多いことを明らかにしたのであるが、さらに昨年末には、生徒が災害を受けた2つの事例について詳細な調査やその場合の賠償問題などについても可能な限りの考察を加えて、原正敏氏と共に『技術教育と災害問題』（国土社刊）を公刊した。この中で、災害の数量的な実態、災害が起る原因、從来とられてきた災害防止対策やこれに関するこれかららの課題、災害が起った場合の補償などかなり具体的に論じたつもりである。したがって、詳細はこの書物をみてもらえばよいので、ここではなお云いつくせなかった気がかりなことを記してみる。

問題の一つは、「安全教育とは何か」ということである。文部省や教委の役人も、そしてひじょうに多くの現場の技術科教師も、技術科においては安全教育が重要であると主張してきた。だから今さら「安全教育とは何か」と問うのもおかしいくらいかもしれない。これに関連して今日まで明らかにされてきたことは、実習室や機械・装置類を安全な状態に整備し保守することは「安全管理」であって「安全教育」と呼ばれるべきではないこと、このように安全教育と区別される安全管理のしごとは文部省や教育委員会など学校設置者の責任に属するも

のであること、今日技術科で頻発する災害の原因は安全教育の欠陥にあるのではなく教育諸条の不備をふくむ安全管理の欠陥にあることなどである。そして、今日の状態では依然として、安全管理の強化を強調し技術科の授業は半級で行うべきであるなどの教育条件の改善を要求することが、災害をなくすためには最も重要なことである。しかしこのことは、「安全教育」が軽視されてよいことを意味するものではない。

「安全教育」は、技術科教育において独自の内容をもつ一つの重要な領域とされるべきではないのだろうか。のちにのべるように「安全教育」が独自の目標と内容をもつものならば、それは一定の時間をかけて系統的に教授すべきものではないのだろうか。これが私の提起する一つの問題点である。

從来技術科において行われる安全教育は、ともすると実習室の整備整頓、実習室での服装、機械の操作上の注意事項などに終始する傾向があった。ひどいばあいには、文部省の鈴木氏がさかんに宣伝している（彼自身の著作である）「安全テスト」を使用することも安全教育の一つだと考えられていることすらあった。ふつう、これらもろもろの注意事項は「安全規則」のなかに列挙されている。文部省や教委当局がさかんに「安全規則」の制定をすすめることには、こういう規則をつくれば安全なのだと思い込ませようとするねらいがあり、それによって本来教委当局にある安全管理の責任を回避しようというねらいがあり、さらにひどいことには「安全規則」をつくっておけば一たん事故が起ったときの責任回避の根拠になるというねらいさえこめられている。

私は、鈴木寿雄氏の『安全テスト』は機械操作上必要な知識のテストにすぎないからこれが災害防止のために役に立つことは殆どあり得ないとおもう。したがって「安全テスト」の使用を安全教育にふくめることは全く

論外であるが、そのほかの種々の注意事項を列挙した「安全規則」を制定し、生徒にこれを守るように指導するのは災害防止のために有益であるとおもっている。おそらくこのような考えにもとづいたものであろうが、最近ではかなり多くの学校で「安全規則」が制定されているし、また、各機械種別あるいは作業別に災害防止上留意すべき事項についてかなり詳細な研究が行われている。それ自体は少しも悪いことではないが、そこには技術科において行われるべき安全教育は生徒に対して作業上の注意を与えることだけでよいのだろうかという重大な疑問が残るのである。

II

現行の学習指導要領によって技術・家庭科が生まれたわけであるが、同時に、この教科の誕生によって——といふよりはこの学習指導要領の不備や教育条件の劣悪さによって、災害が多くなったことは事実である。この災害発生の要因になった学習指導要領では、技術科では「安全教育」を行なうべきであるとは考えられていない。学習指導要領の技術科で、「安全」にふれているのはつぎの部分だけである。

まず、この教科の「目標」の4において

生活に必要な基礎的技術についての学習経験を通して、近代技術に対する自信を与え、協同と責任と安全を重んじる実践的な態度を養う。
という部分がある。つぎに、「男子向き」の第1学年の「目標」の3に、

木材加工・金属加工では、木材製品や金属製作に関する基礎的技術を習得させ、造形的な表現能力を発展させるとともに、作業を安全かつ協同的に進める態度を養う。

という部分があり、同じ第1学年の「指導上の留意事項」には、

木材加工・金属加工の実習では、特に工作機械の安全装置や開閉器などに注意して、災害の防止に努める。

と書かれている。「第2学年」の部分では、安全については全くふれられていない。ところが、統計によれば、技術科の全廃疾災害のうち最も多いのは第2学年で約51%を占めている（原正敏・佐々木草『技術教育と災害問題』33ページ）。

つぎに第3学年の部分では、「目標」の中で、

機械では、……安全に留意する態度を養う

電気では、……安全に留意する態度を養う

という2ヶ所で「安全」にふれられている。さらに、「指

導上の留意事項」として、

「機械」でモーターバイク、スクーターの学習を取り上げる場合には、車輪の操縦技術を主目的とした指導を避けるとともに、交通法規にじゅうぶん留意し、事故の防止に努める

と書かれている。ついでにいえば、「女子向き」では、第1学年の「指導上の留意事項」に、

調理や被服製作では、火氣の取扱や衛生にじゅうぶん注意して、事故の防止に努める

という1ヶ所があるだけである。また、この教科全体に関する「指導計画作成および学習指導の方針」の5には

学習の環境を整備し、実習のために服装を整えさせ、各種の規定を守らせ、安全・清潔・あとかたづけなどに留意させて、事故の防止に努める。

と書かれている。

以上のことからわることは、学習指導要領においては、①はっきりとした目的意識や内容をもって「安全教育」を行うという規定は全くないこと、②種々な機械や工具を使い、あるいは電気や火氣を使うときに事故防止に注意すること、③全体として「安全を重んじる実践的な態度を養う」ことに重点がおかれていて、④例外的に車輛の操縦練習のばいだけ法規に注意することが規定されていることなどである。さいごにあげた事項のなかの「各種の規定」は、「法規」とは書いてないから労働基準法や労働安全衛生規則あるいは女子年少者労働基準規則のことではなく、すでに述べたような学校毎に定められる「安全規則」のようなものを指しているのであろう。（交通のばいには、はっきり「法規」と書いているのだから。）

かくて、学習指導要領では、教えるべき「内容」の部分では安全教育にふれられていないことが明らかなのであるが、これはじつは学習指導要領の持っている数多い欠陥のなかでもとくべつに重大な欠陥の1つだといわなければならない。そして、教師が「安全教育」というものを、たんに、学習指導要領の技術科のさいごの部分に書いてあるような、学習中の事故防止に努めることだけに終止するならば、余りにも消極的であるといわなければならぬとおもう。

III

よく知られているように、わが国ではひじょうに労働災害が多い。大きな事故になると新聞に出るわけであるが、實際には新聞にものらない事故が毎日おきている。労働基準局への労災届け出数をみると、労働災害によって毎年約7000名の労働者が死亡し、1日以上休業者は87

万人をこしている。毎日20人くらいの労働者が労働災害のために死亡し、毎日2300人以上の労働者がケガをしているのである。

わが国は、同じ資本主義国の中でも、労働災害が多いほうであるし、災害の平均的な規模も大きい。そして、社会主义国は、例外なしに資本主義国よりも労働災害が少ない。(ここでは、労働災害の現状にふれるつもりはない。詳しくはたとえば、藤本武『労働災害』—新日本出版社刊、をみられたい。)

労働災害の発生の度合いが同じ高度の工業国であっても国によってちがい、また社会制度によってもちがうということは、資本家や一部の心理学者などのいうように労働災害が労働者の「不注意」で起るものではないことを示している。それは、基本的には、労働者の働く条件がどれくらい災害が起らないように整備されているかによってきまると考えるべきであろう。

いうまでもなく、資本家は、できるだけ多くの利潤をあげるために、できるだけ所要経費を切りつめようとする。そのために賃金を低くおさえようとするだけでなく、もうけや生産の増大につながらない安全対策をサポートするのである。

一たん労働災害が起れば、資本家も多少は損失をこうむるかも知れないが、決定的な損失を受けるのは死んでしまったり廢疾になったりする労働者であるから、労働者は災害—安全対策に重大な関心を示す。国家に要求して安全管理の基準を労働安全の法律として決めさせ、その基準を守るように要求する。また、一たんおこった災害に対しては全額資本家負担で補償させようとする(たとえば労働者災害保障保険)。しかし、労働者が絶えず怒りにもえ、努力してさえなかなか災害は減らしないし、補償は充分でない(三井三池の災害の例をみよ)。工業化がすすむにつれて、つぎつぎに新しい労働災害・新しい職業病が出る傾向さえある。これが今のわが国の産業界=労働界の実情である。誰が労働者の安全を守るのかといえば、結局は労働安全を要求する労働者の力がもっとも大きな・決定的な影響力をもつことにならざるを得ない。

今日、高校進学率は年々高まってきてはいるが、それでも毎年何十万人かの少年少女は中学を出るとすぐに働きに出る。そこでは、いつ起るかわからない労働災害も待っているわけである。このような事情のもとでは、私たちは、今日義務教育が中学校までである限り、中学校をおえるまでのあいだに、働く者として知っておかなければならぬ災害問題=安全対策を教えなければならぬ

のである。いまは、それを技術科でやるのか社会科でやるのか、などと議論すべきときではない。現に、学校のなかで、授業中でさえ災害が起りそうな——あるいは起りつつある技術科でこそ真剣にとり組むべき問題なのだとおもう。

実状はどうかといえば、以前に全国教研集会の席で、清原道寿氏によって技術科(当時職業科?)の時間に、労働基準法を教えたという事例が紹介されたことがある(『日本の教育』第8集、161ページ)が、その後は、たとえば原正敏氏が東京の技術科教師について調査したところ、約3分の1の人が労働安全の法規を知らないという状況である(『日本の教育』第14集、183ページ)。

教師自身が知らないのでは教えられるはずもないのであるが、ここでは仲間同志で学習しあうこと前提として、技術科で教えるべき安全教育の内容について私見をのべてみよう。がんらい、すべての大学は安全教育や安全管理の講義を行うべきなのだが、数百もある大学で安全問題を講義している大学は指折り数える程しかない。これは一つの政策のあらわれでもあるのだから、実情は教師自身があるいは仲間同志で学習するしかないのである。)

技術科で行うべき安全教育の内容は、大別すれば2つの領域からなるだろう。1つは、従前から行われてきたように、生徒に実際に学ばせる機械・工具類や実習室で安全を守るための規則や行動を学ばせることである。もう1つは、系統的に労働災害問題、労働安全法規をふくむ安全対策・安全管理の問題、災害補償の問題であろう。このような授業のためには、当然、ある時間数を投入すべきであるし、またそれだけのねうちのある問題である。この内容から考えれば3年生くらいが適当であろうが、もっと前の学年からはじめることができるかもしれない。以下にもう少し試案を展開してみよう。

労働災害問題としては、まずわが国の労働災害の実情がかんげつにしかし正確に教えられる必要がある。度数率・強度率というような統計上の用語は別としても、産業別・作業別の統計は活用されるべきである。災害発生の年々の傾向のほか、諸外国の統計なども活用できるだろう。

安全対策の問題としては、災害発生の原因を「労働者の不注意」に帰することなく(がんらい、注意していても何かのはずみに不注意にならない人間などいないのだから)、問題の本質は機械・装置類・工場内を安全な状態にすることにあることはしっかり教えられなければならない。労働基準法のうちの安全の条項、およびそれに

基づく労働安全衛生規則と女子年少者労働基準規則についてはこれらの法規の成立の由来とともにその要点を学ばせなければならない。労働者、労働組合が安全対策に重要な役割を果すことも理解させるべきであろう。從来から、労働災害についての研究書は数多いが、とかく災害は労働者の不注意によって起るのだからよく注意せよというような性質のものが多い。前述のような観点に立って労働災害の実態や性格を検討したものとして藤本武著『労働災害』(新日本出版社刊)がある。これなどは学校における「安全教育」の内容を検討するばかりの有力な手がかりとなるであろう。

労働法規の学習の中には災害補償の問題もふくまれるわけであるが、業務上の災害は企業主負担で補償されるべきであるし現にされること、そのために一般の労働者の労災保険や公務員の災害補償制度があること——小企業など労災保険のない場合は労働基準法によること——災害補償を受けることは労働者としての重要な権利であること、権利はみずから行使することによって守られることなどを教えるべきであろう。

私は、以上にのべたような内容を教授することこそが本来「安全教育」とよばれるべきなのではないかとおもう。このような意味の提案は從来ほとんどなかった(第14次教研で東京代表の福井氏が「他産業の労働者の労働災害を自分たちのものとしてとらえ、災害発生の根本的な原因をさぐり、ともにたたかう姿勢が必要である」とのべていたが、この考えをもう一步おしそすめれば私の考えと同じになる)ので、どの綱目をどのくらいの時間をかけてというような細案はもちあわせていない。不充分な点も多々あろうとおもう。これを一つのふみ石としてぜひ検討して欲しいとおもう。

ややくり返しになるが、労働災害とその補償問題には、資本家と労働者の利害が集中的にあらわれる。そういう意味では、私たちは、文部省に正しい、「安全教育」の内容を提出させることは、(させることができるならば好ましいのだが)むなしい期待にすぎない。学校における「安全教育」の内容や指導法は、どうしても私たち自身の力でつくりださなければならぬのである。

(専修大学)